

令和8年7月23日

分任支出負担行為担当官
秋田森林管理署長 松浦 安剛

業務名		履行場所		業務区分	業務概要	入札方式
鶴養第2林道(林業専用道)調査設計業務		秋田県秋田市河辺岩見字岩見山国有林287 林班		建設コンサルタント	林道新設工事に係る調査設計業務	一般競争入札 総合評価落札方式
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日		契約相手方の商号又は名称及び住所		
7,020,000円	5,541,200円	令和8年7月23日		秋田県秋田市新屋比内町8番45号 興建エンジニアリング株式会社		
契約金額(税抜き)	業務着手の時期	業務完了の時期				
5,541,200円	令和8年7月	令和9年1月				

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札執行調書」(別添2)のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別紙「業務積算内訳書」(別添3)のとおり
- 予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した場合
 - ・ 総合評価落札方式を実施した理由及び落札者決定基準 別紙「入札公告」のとおり
 - ・ 落札理由 技術提案等の審査及び開札の結果、落札者決定基準を満たした入札者のうち、当該落札者が最も高い評価値であったため。

(別添)

入札公告

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和 8 年 6 月 5 日

分任支出負担行為担当官

秋田森林管理署長 松浦 安剛

1 業務の概要

- (1) 業務名 鵜養第 2 林道(林業専用道)調査設計業務
- (2) 履行場所 秋田県秋田市河辺岩見字岩見山国有林 287 林班
- (3) 業務内容 林道新設工事に係る調査設計業務
- (4) 履行期限 契約締結日の翌日から令和 9 年 1 月 29 日まで
- (5) 本業務は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
- (6) 本業務は、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。
- (7) 本業務は、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 85 条の規定に基づく調査基準価格又は業務の品質確保の観点から秋田森林管理署長が定める価格(以下「品質確保基準価格」という。)を設定する対象業務である。
- (8) 本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、「履行確実性」の評価を行う対象業務である。
- (9) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
- (10) 本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象案件である。
なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2 競争参加資格要件等

- (1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 入札時において有効な東北森林管理局における別表 1 に示す一般競争参加資格の認定を受けていること。
なお、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 東北森林管理局管内に本店・支店又は営業所を有する者であり、対象営業区域を秋田県として登録していること。

(5) 別表 2 に示す期間に元請けとして、以下に示す同種業務を実施した実績を有すること（設計共同体（「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成 11 年 3 月 25 日付け 11 経第 718 号大臣官房経理課長通知）及び「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについての廃止後の対応について」（平成 25 年 3 月 26 日付け 24 国管第 159 号林野庁長官通知）に基づく設計共同体をいう。以下同じ。）の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）。

なお、各森林管理局・署等が発注した国有林野事業における建設工事に係る調査、測量及び設計の請負業務（測量・建設コンサルタント等資格に基づくものに限る。以下「調査等業務」という。）の実績を有する者において、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」（平成 22 年 3 月 18 日付け 21 林国管第 106 号林野庁長官通知）第 6 に規定する業務成績評定結果の通知を受けている場合は、その評定点が 60 点未満のものは実績として認めない。

設計共同体にあっては、全ての構成員が上記の基準を満たす業務実績を有すること。

同種の業務：別表 2 のとおり。

(6) 本業務の実施にあたり、管理技術者及び照査技術者を配置できること。

なお、管理技術者にあっては次のア及びイいずれの基準も満たす者とし、照査技術者にあっては次のアの基準を満たす者とする。

ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条に規定する技術士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者、又は当該調査等の関する専門的な知識及び技術を有し、その実務経験が通算 2 か年以上ある者で次のいずれかに該当する者。

（ア）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（同法第 108 条第 2 項に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上である者

（イ）短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上である者

（ウ）学校教育法による高等学校又は旧中学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等の資格を有する者のうち、林業又は土木の知識及び技術を有している者であって、卒業（上記学校の卒業と同等程度以上の資格を取得した場合を含む。）後、森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上である者

（エ）社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又はこれと同等の能力を有する者（社団法人建設コンサルタンツ協会が行うシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の登録（森林土木部門の登録に限る。）であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上である者

イ 別表 2 に示す期間に、上記（5）に掲げる業務において管理技術者、照査技術者、担当技術者として経験を有する者。ただし、各森林管理局・署等が発注した調査等業務であって、かつ、業務成績評定を受けている場合は、その評定点が 60 点未満のものは実績として認めない。

(7) 競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認資料を含む。以下「申請書」という。）及び技術提案書（以下、申請書及び技術提案書を総称して「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長

官通知。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

(9) 当該業務の実施計画に係る技術提案書等が適正であること。

なお、その記載内容が適正でない(未記載を含む)場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。

(10) 各森林管理局・署等が発注した調査等業務にあっては、次の全ての事項を満たしていること。

ア 別表 3 に示す期間に完成・引渡しが完了した調査等業務の実績がある場合においては、当該業務に係る業務成績評定点合計の平均が 60 点未満でないこと。

イ 別表 4 に示す期間以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡し完了した調査等業務がある場合においては、当該業務成績評定点が 60 点未満でないこと。

ウ 設計共同体にあっては、当該設計共同体の実績及び業務成績評定点とし、当該設計共同体としての実績がない場合は、実績のある全ての構成員が上記の要件を満たしていること。

(11) 当該業務の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロードしない者又は発注者の指定する方法で交付を受けていない者は入札参加を認めない。

(12) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成 20 年 3 月 31 日付け 19 東経第 178 号東北森林管理局長通知)に基づき、警察当局から当局長(署長、支署長含む)に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

(2) 技術提案書等の提出期間と提出先

技術提案書等は、電子入札システムにより提出すること。郵送又は F A X によるものは受け付けない。

ただし、電子入札システムによりがたい者で発注者の承諾を得た場合は、下記提出先に 1 部持参すること。

なお、詳細は入札説明書による。

ア 提出期間と提出先 別表 5 のとおり。

(3) 技術提案書等は、入札説明書により作成すること。

(4) 上記(2)に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の方法等

ア 技術等に対する得点は、各評価項目との評価点とし、最大 60 点を付与する。

ただし、設定した評価項目の最高得点の合計が 60 点とならない場合は、採点結果得点を 60 点満点に換算する。

よって、技術点の最大が 63 点であることから、得られた技術点に $60/63$ を乗じた数値を技術点として与える。

イ 入札価格に対する得点は、入札価格を予定価格で除して得た数値を 1 から減じて得た値に入札価格に対する得点配分(1:1 型は 60 点)を乗じて得た値とする。

入札価格に対する得点＝配分点(60点)×(1－入札価格／予定価格)

ウ 総合評価は、入札参加者に係る上記アとイの合計点による評価値をもって行うものとする。

(2) 技術提案書の評価基準等

以下に示す項目を評価項目とする。

ア 配置予定技術者の経験及び能力に関する事項

配置予定技術者の過去に担当した業務の成績、専任性、継続教育の状況等

イ 企業の実績に関する事項

低入札価格調査の実績、過去に契約した業務の成績、業務に関する表彰実績等

ウ 業務の実施方針等に関する事項

業務の理解度、実施手順の妥当性

エ 技術提案に関する事項

工事目的物の性能・機能又は調査精度及び社会的要請に係る提案内容の的確性、実現性及び独創性

オ 技術提案の履行確実性に関する事項

業務内容に対応した費用の計上、配置予定技術者に対する適正な報酬の支払い、品質確保体制の確保、再委託先への適正な支払い

履行確実性を評価する場合の評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

評価点合計＝(配置予定技術者の経験及び能力の評価点＋企業の実績の評価点＋業務の実施方針等の評価点)＋(技術提案の評価点×履行確実性評価に基づく履行確実性度)

＜履行確実性評価に基づく履行確実性度：1.00～0＞

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は価格をもって入札する。上記(1)による評価値を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格(税抜き)の制限の範囲内であること。

(イ) 技術的要件のうち、必須の要求要件を全て満たしていること。

イ 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

ウ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

エ 上記イの調査及び落札者の決定方法等については、入札説明書によるものとする。

オ 技術提案の方法

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

5 入札手続等

(1) 担当部署

別表6のとおり。

(2) 入札説明書等の交付期間及び方法

下記の交付期間及び交付方法により入手すること。

ア 交付期間

別表 6 のとおり。

イ 交付方法

原則として電子入札システムからダウンロードする方法により交付とする。

ただし、電子入札システムからダウンロードできない場合は、事前に発注者の承諾を得た上で紙媒体による入札説明書等の交付をする。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札は、別表 7 のとおり。

イ 紙入札により入札する場合は、別表 7 のとおり。

ウ 開札は、別表 7 のとおり。ただし、入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。

エ 紙入札方式による競争入札への参加に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除。

イ 契約保証金

請負代金の 10 分の 1 以上を納付する。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 積算内訳書の提出

第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を、電子入札システムにより提出すること。紙入札の場合は、入札書とともに積算内訳書を提出すること。なお、詳細は入札説明書による。

積算内訳書の様式は任意であるが、最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

また、入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

なお、提出された積算内訳書は、必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5 (1)に同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (2)により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 本案件は、技術提案書等及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準(令和 5 年 6 月林野庁)による。

(9) 履行確実性を評価するために、技術提案書とは別に追加資料の提出を求めるとともに、履行確実性に関するヒアリングを実施する場合がある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

本公告に係る業務請負契約における契約約款は、こちらからダウンロードしてください。

国有林野事業業務請負契約約款

(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>)

参考：東北森林管理局ホームページ掲載場所 ホームページ > 公売・入札情報 > 各種要領及びマニュアル)

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますので御承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>)を御覧ください。

【入札公告】 別表

秋田森林管理署 業務名：鵜養第 2 林道(林業専用道)調査設計業務

1 競争参加資格要件	令和 7、8 年度の「建設コンサルタント業務」の「森林土木」に係る A 等級、B 等級又は C 等級
2 同種業務の実績	実績期間：平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に元請として完成・引渡しが完成した同種業務 同種業務：林道規程に定める自動車道の林道又はこれと構造・規格が同程度の森林整備事業用作業道(治山資材運搬路を含む)若しくは保安林管理道に係る工事の測量設計業務

3 業務成績評定点の平均点	期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日
4 調査基準価格を下回った場合の評定点	期間：令和7年4月1日以降
5 技術提案書等の提出期間と提出先	提出期間：令和8年6月8日（月）から令和8年6月19日（金）まで（休日を除く。）の午前9時00分から午後4時00分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。 提出先（紙提出の場合）：〒019-2601 秋田県秋田市河辺和田字和田 156-3 秋田森林管理署 総務グループ 電話：018-882-2311 メールアドレス（ t_akita@maff.go.jp ）
6 入札説明書の交付	担当部署：〒019-2601 秋田県秋田市河辺和田字和田 156-3 秋田森林管理署 総務グループ 電話：018-882-2311 メールアドレス（ t_akita@maff.go.jp ） 交付期間：令和8年6月5日（金）から令和8年7月13日（月）まで。ただし、正午から午後1時までを除く。（入札日の前日まで）
7 入札及び開札日時	◎電子入札システムによる入札の場合 入札開始：令和8年7月9日（木）午前9時00分 入札締切：令和8年7月13日（月）午後4時00分 ◎紙入札方式による入札の場合 令和8年7月14日（火）午前11時00分締切とし、それまでに下記開札場所までに持参すること。 ◎開札の日時及び場所 開札日時：令和8年7月14日（火）午前11時00分 開札場所：秋田森林管理署 会議室

注：「休日」とは行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日という。

(別添1)

競争参加資格確認結果書

業 務 名 : 鶴養第2林道(林業専用道)調査設計業務

発 注 機 関 名 : 秋田森林管理署

入 札 公 告 日 : 令和8年6月5日

競争参加資格確認結果通知日 : 令和8年6月22日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認める理由
興建エンジニアリング株式会社	有	
株式会社森林テクニクス東北支店	有	
株式会社測地コンサルタント	有	
株式会社都市整備	有	

(備考)

- 1 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。
- 2 「資格がないと認める理由」の欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさないかを記載すること。

入札執行調書

件 名 鵜養第2林道 (林業専用道) 調査設計業務

日 時 令和8年7月14日 11時00分

場 所 秋田森林管理署入札室

執 行 者 秋田森林管理署 農林水産技官 松浦 安剛 } 確 認 者 秋田森林管理署 農林水産技官 氏名 今野 和之 ✓

立 会 者 秋田森林管理署 農林水産事務官 加賀谷 浩一郎 ✓

番号	入札者の商号 又は名称	総 計	技術評価点				第 1 回			第 2 回			備考
			技術 者 評 価	技術提案加算 点		技術 提案	金 額	評価値	順位	金 額	評価値	順位	
				企業 評価	業務の 実施方 針								
1	興建エンジニアリング(株)	44	18	11	5	10	5,541,200	56.639	1				落札
2	(株)測地コンサルタント	45	20	12	3	10	5,700,000	56.282	2				
3	(株)都市整備	43	18	12	3	10	5,700,000	54.282	3				
4	(株)森林テクニクス	-	-	-	-	-	7,030,000	-	4				

(注1) 金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

(注2) 執行者は、契約担当官等またはその補助者であって、当該入札執行に関する全責任を負うものとし、当該入札執行に係る決定又は判断を行うときは、確認者にその確認を求めるものとする。

確認者は、執行者が行う入札執行を補助するとともに、執行者が当該入札執行に係る決定又は判断を行う際に、その確認を行うものとする。

立会者は、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第81条の規定による入札者が開札に立ち会わない場合において、当該開札に立ち会うこととされる当該入札に関係のない職員とする。

(注3) 評価値は、小数点以下第3位までとし、小数点以下第4位は切り捨てとする。

入札筆記書

調達案件番号

003802005020260009

調達案件名称

鵜養第2林道(林業専用道)調査設計業務

業者名称	業者区分	入札第1回			結果
		金額	技術評価点	評価値	
興建エンジニアリング(株)		5,541,200	44	56.639	落札
(株)測地コンサルタント		5,700,000	45	56.282	
(株)都市整備		5,700,000	43	54.282	
(株)森林テクニクス		7,030,000			

結 果

落札者決定

入札執行月日

令和08年7月14日

部 署

東北森林管理局秋田森林管理署

入札書比較価格 (税抜き) 7,020,000

予定価格 (税込み) 7,722,000

調査基準価格 (税抜き) 5,541,200

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行担当署名

松浦 安剛

立会・確認担当署名

加賀谷 浩一郎、今野 和之

鵜養第 2 林道（林業専用道）調査設計業務

秋田森林管理署

業務費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接測量費(安全費・電子成果品費・成果検定費除く)	式	1		1,326,870	
計画・準備 一車線測量	業務	1	112,850	112,850	1号代価表 6頁
中心線測量 合計 一車線測量 0分 1	km	0 620	562,049	348,470	2号代価表 7頁
縦断測量 合計 一車線測量 0分 1	km	0 620	340,807	211,300	3号代価表 8頁
横断測量 合計 測量幅40m 一車線測量 0分 1	km	0 620	505,257	313,259	4号代価表 9頁
土質区分・その他調査 外業計 一車線測量 0分 1	km	0 620	140,698	87,233	5号代価表 10頁
保安林調査 一車線測量	km	0 620	177,492	110,045	1号明細書 3頁
土壤汚染対策調査 保安林	km	0 620	46,945	29,106	2号明細書 4頁
伐開 伐開区分B	km	0 620	184,850	114,607	6号代価表 11頁
電子成果品作成費	式	1		51,000 51,000	
直接測量費	式	1		1,326,870 + 51,000 1,377,870	
間接測量費	式	1		1,212,000 1,212,000	
諸経費	式	1	((1,377,870 * 88 / 100) - 0) * 1	1,212,000	
測量業務価格	式	1		2,580,000 * 1 2,580,000	

業務費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接原価(電子成果品作成費・業務成果品費除く)	式	1		1,751,687	
設計業務	km	0.620	1,943,135	1,204,744	3号明細書 5頁
詳細設計 構造物数量計算 一車線林道設計 30度未満 一級林道設計補正1	km	0.620	145,070	89,943	7号代価表 12頁
打合せ等 打合せ(業務着手+中間打合せ+成果物納入) 中間打合せ3回	業務	1	457,000	457,000	8号代価表 13頁
電子成果品作成費	式	1		198,000 198,000	
直接原価(その他原価除く)	式	1		1,751,687 + 198,000 1,949,687	
その他原価	式	1	(1,751,687 * 53.85 / 100) * 1	943,000	
一般管理費等	式	1	(((((1,949,687 + 943,000) * 53.85 / 100) - 0))) * 1	1,557,000	
業務価格	式	1		4,440,000 * 1 4,440,000	
業務価格	式	1		2,580,000 + 4,440,000 7,020,000	
消費税相当額	式	1		7,020,000 * 10 / 100 702,000	
業務委託料	式	1		7,020,000 + 702,000 7,722,000	